弁護士 大関太朗の レターケーション

2023年12月号
Vol. 119

１年の総括（私生活）

今年は２月にジョギングのしすぎで足を怪我し、３か月ほど練習ができなかったため、不本意な１年となりました。

練習再開後も足の痛みが少し残っており、交通事故の事案的に表現すると症状固定といったところです。特に長めの距離を走ると後半に痛みが出てきますので、怪我とうまく付き合いながら今後もジョギングを続けていきたいと思います。

今は寒すぎてジョギングをサボりがちなので、モチベーションを維持するためにも大会にエントリーしたいという気持ちがある一方で、もう少し怪我の具合がよくならなければ完走は難しいとも感じており悩ましいところです。

今年もあと僅かですが、気持ちよく走り納めをしたいと思います。

破産管財人の口座

破産事件で破産管財人が選任されると、破産管財人は専用の銀行口座を作成して、お金を管理します。

最寄りの銀行では、これまで作成費用が無料だったのですが、夏頃から手数料が１万１０００円かかるようになりました。

いままでは銀行にとって全くメリットがないことに無償で協力いただいていたようなものなので、今回の有料化は仕方のないことだと思いますが、もう少し金額を下げてもらえるとありがたいです。

症状固定

交通事故で受傷した場合、怪我が完治すればよいのですが、完治せずに後遺症として残る場合があります。治療を続けてもこれ以上よくならないという状態です。この状態を症状固定といいます。

このとき、症状の程度によっては後遺障害の等級申請を行うことになり、等級が認定されれば示談金に加算されます。

症状固定日以降も通院を希望される方がいますが、「これ以上よくならない」というのは、通院の効果がないということなので、その治療費は自己負担となります。体に痛みが残っている場合に通院を継続したいという気持ちは理解できますが、法的には意味がありませんので注意が必要です。

取手駅前法律事務所

弁護士　大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年	早稲田大学商学部　卒業
平成18年	司法研修所入所
平成19年	弁護士登録（登録番号：３５５３８） 東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所
平成23年	茨城県弁護士会へ登録換え 眞鍋・大関法律事務所　開設
平成28年	取手駅前法律事務所　開設